

保育所の最低基準緩和は慎重かつ徹底して審議することを求める意見書

現在、東京都児童福祉審議会専門部会では、保育所の設備・運営基準について審議されている。地域主権改革一括法案の国会審議の動向を見ながらではあるが、待機児解消のため保育所の設置基準の緩和を検討し、3月には中間のまとめをする3回目の審議が予定されている。

現在の都基準にあるゼロ～1歳児について3.3㎡という広さは、ぎりぎりのラインである。そもそも国基準そのものが、戦後間もなくから現在に至るまで見直されてこなかったことが問題であり、先進諸国と比較しても日本の面積基準は最低ランクであることが全国社会福祉協議会の2009年の調査からも明らかになっている。

児童福祉審議会の資料には、認証保育所A型であっても年度途中であれば一人2.5㎡でも運営に支障は出ない、と記載されている。

しかし、詰め込み保育による事故がこれまでたくさん出てきているのも事実であり、犠牲者となった子どもの保護者からは改善が強く要求されているところである。

日本一裕福な自治体である東京都は、待機児解消については詰め込み保育ではなく、子どもの心身の豊かな発達を保障する保育環境をふやすことに最大限の努力をすべきである。児童福祉審議会専門部会は、議論を白紙に戻し、適正な保育環境について、養護と教育の観点から国内外の知見を洗い直すことから始め、保育現場、保護者、子どもを代弁する者（子どもの発達や心理についての専門家）、市区町村の意見を聞き、行政の果たすべき役割の原点を見据えた議論を行うべきである。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、保育所の最低基準緩和は慎重かつ徹底して審議することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月24日

三鷹市議会議長 田 中 順 子